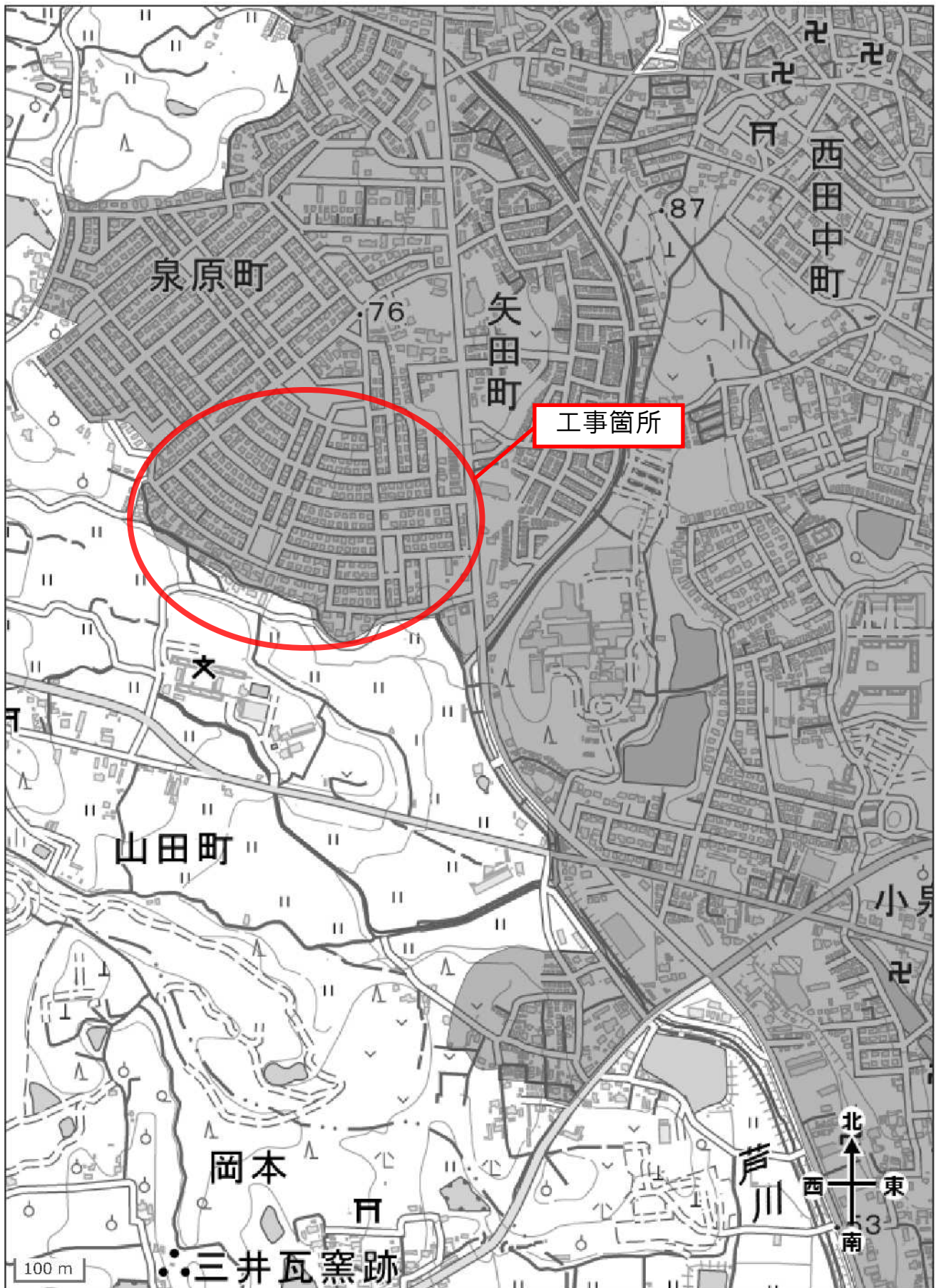


大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	公共下水道管渠更生工事 泉原町（第1工区）その1、その2
2 工 事 場 所	大和郡山市 泉原町 地内
3 工 事 期 間	着手の日から令和7年12月12日まで
4 工 事 概 要	工事延長 L=365.99m、管渠更生工 φ250 L=15.68m、管渠更生工 φ200 L=350.31m、仮設工 1式
5 事業担当課	都市建設部 下水道推進課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 なし 完了払 金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和7年6月24日午前9時から正午まで 質 問 方 法 指定の質問書（ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）からダウンロードできます）により事業担当課へ持参すること。 提 出 先 都市建設部下水道推進課 質 問 回 答 日 令和7年6月26日午後1時から開札前日まで 質 問 回 答 場 所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧できます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載はありません。



位置図 S=1:1000



工事箇所

特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、奈良県県土マネジメント部(技術管理課ホームページ参照)の「土木工事共通仕様書〔最新版〕」（以下共通仕様書）、「土木工事施工管理基準〔最新版〕」、「土木請負工事必携〔最新版〕」によるものとする。なお、下水道工事においては、「下水道土木工事必携(案)」〔最新版〕[(社) 日本下水道協会]が優先する。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、地元自治会への工事説明会を開催する予定であるため、工事着手は説明会以降とする。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について（建設業法・入札契約適正化法）

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

(1) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所（施設）については、別紙のとおりとする。

(2) 本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所（施設）を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。
- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設又は奈良県県土マネジメント部が建設発生土の受入施設として登録している民間受入施設とし、産業廃棄物処分については各関係法令を遵守した奈良県内外の処分許可を持つ受入施設とする。また、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
-	-	-	-	-

- （３）建設工事請負契約書「６ 解体工事に要する費用等（３）再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記（２）①～⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

- （４）産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。

- （５）建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・~~実施~~）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（~~計画~~・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

- （６）工事用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙 建設発生土受入業者一覧・産業廃棄物処分業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

- （７）再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。

② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。

③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
全路線	2名／日	交通誘導警備員B	昼間	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

(2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

8. 官公庁等への手続き等

(1) 工程および施工方法について、あらかじめ監督職員と打ち合わせの上、関係官公署および企業と協議を行い事故の発生を防止すること。

9. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は、午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工事施工時間を厳守し、必ず当日の作業終了時には道路開放すること。

10. 各種保険及び退職金制度について

請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

（1）再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生ＣＲ，再生砂，再生粒度調整砕石，再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から 20 k m の範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ. に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用に当たっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

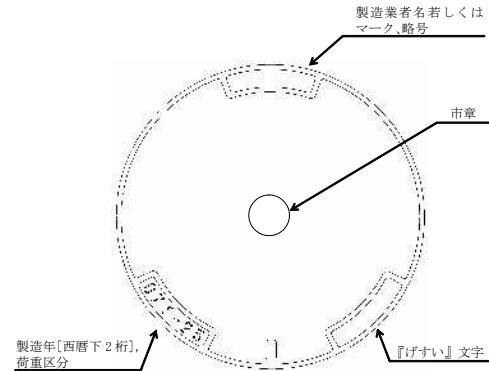
（2）下水道用マンホール蓋の使用について

イ. 当市の下水道工事に使用するマンホール蓋は、当市の「性能規定書」の基準を満足しているメーカーの製品を使用すること。

ロ. マンホール蓋の表面構造から次の２種類がある。

ハ. 調整リングとマンホール蓋間の高さ調整は、ハイジャスターを使用すること。

- ① 金魚デザイン蓋（Ｔ－１４・２５）
- ② ノンスリップ蓋（Ｔ－２５）
（ノンスリップデザインの規定はなし）



2種類の蓋の使用区分については、市監督職員と協議の上使用すること。

(3) レディーミクストコンクリートについては、「レディーミクストコンクリートの調達について」および「適正なコンクリート工事実施に関わる請負業者の遵守事項」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ内→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

(4) 本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

ただし、水セメント比の上限値の規定にともない、呼び強度を変更する場合は設計変更の対象としない。

第3章 施 工

1. 施工一般事項

(1) 管渠更生工

別紙 管更生一般仕様書（自立管）に準ずるものとする。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

3. コリنز(CORINS) への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第5章 その他

1. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努めること。また、問題が起これば、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。
- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ゴミ等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して路面水が帯水しないよう平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 交通誘導員についても前述の主旨を伝え、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 用地境界付近で工事を行う場合は、既存境界石、構造物の撤去、取り壊しまたは一時除去時に、必ず隣接地または物件の所有者および監督職員の立会いを求め、現況の確認及び復元に必要な写真の撮影、測量等を行い、同意を得た上で施工しなければならない。

(4) 各地下埋設物管理者から、試掘や防護処置等を講じるよう指示があった場合は、その指示に従うこと。なお、試掘の埋め戻し材には、再生クラッシャーランを使用すること。また、試掘に関しては、設計変更の対象とはならない。

(5) 竣工期日内に竣工するよう、工程、班編成、関連工事との連携などを考慮すること。

(6) 設計図書や施工計画書、材料承認願と異なる工法、材料等を使用したい場合は、必ず現場代

理人を通じ、監督職員の承認を得ること。

(7) 酸素欠乏等危険場所での作業となるため、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等の関係法令を遵守すること。

(8) 管きよの更生に先立ち既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内を目視・TVカメラ等によって調査し、その結果を監督員に提出すること。調査結果に基づき、前処理が必要な場合は設計変更の対象とする。

2. 支払いに関する事項

支払いは、精算払を原則とし、工事完了後の検査に合格した後、所定の手続きに従って工事請負費を請求するものとする。尚、請求があった日から起算して40日以内に工事請負費を支払うものとする。前払いを希望する場合は、下水道推進課へ書類を提出すること。

以上

管更生一般仕様書（自立管）

1 管更生工

1-1 一般事項

1 本仕様書は、管きよの更生工事における下水道本管を自立管により更生させる工事に適用するものである。

2 受注者は、工法を採用するに当たっては（財）下水道新技術推進機構等、公的機関の審査証明を得た工法であり、構築方法にかかわらず、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン2017」で示す「要求性能」に適合する工法とする。

3 自立管の設計・施工管理にあたっては、本仕様書に定めるほか、「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）」等を参考とし、現場の施工条件に適合する工法とすること。

1-2 施工の条件

1 工事概要

受注者は、工事の概要として次の事項を設計図書により確認しなければならない。

- | | | |
|--------------|-------|---------|
| ①工事名称 | ②工事箇所 | ③路線番号 |
| ④施工延長（管きよ延長） | ⑤既設管種 | ⑥既設管内径 |
| ⑦既設管勾配 | ⑧工法分類 | ⑨更生後の断面 |

2 施工現場の条件

受注者は、工事の着手に当たって現地調査を行い、以下の施工現場の条件事項について確認しなければならない。（下水道台帳やボーリングデータは貸与する）

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| ①道路状況 | ②道路使用許可条件 | ③周辺環境 |
| ④進入路状況 | ⑤気象・気温 | ⑥仮排水 |
| ⑦施工時間規制 | ⑧排水条件 | ⑨流下水量・水位 |
| ⑩地下水位 | | |

3 既設管調査・事前処理

(1) 受注者は、管きよの更生に先立ち既設管きよ内を洗浄するとともに、既設管きよ内を目視・TVカメラ等によって調査しなければならない。調査の項目は延長、調査方法、取り付け管突き出し処理、浸入水処理、侵入根処理およびモルタル除去としその結果をまとめ監督員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、既設管調査の結果、事前処理工の必要がある場合には、監督員と協議の上、管きよ更生工事に支障のないように切断・除去等により処理しなければならない。

1-3 更生管の仕様

1 更生管

(1) 受注者は、工事の設計条件と次の条件に基づき更生管厚の計算を行い、その結果が確

認できる資料を作成し監督員に提出しなければならない。

① 更生管きょの評価

既設管きょの耐荷能力を見込まないこととする。

② 荷重

鉛直土圧と活荷重による鉛直荷重の総和とする。

③ 更生管厚の算定式

下水道用硬質塩化ビニル管（JSWAS K-1）によるものとする。

2 材料特性（物性値）

（1）受注者は、使用する更生管材料が物性値の要求性能として耐荷性能（外圧強さ、曲げ強さ、曲げ弾性係数、引張強度、引張弾性係数、圧縮強度、圧縮弾性係数）、耐ストレーンコロージョン性（ガラス繊維を使用しているもの）、耐薬品性、耐摩耗性、耐劣化性、水密性および水理性能について公的機関の審査証明を得たものまたは、これと同等以上の品質を有するものでなければならない。

1-4 施工計画

1 施工計画書に定めるべき事項

受注者は、管きょ更生工事の施工に当たって、工事着手前に調査を行い次の事項を明記した施工計画書を作成し監督員に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|------------------|
| ①工事概要 | ②職務分担および緊急時の連絡体制 |
| ③工事記録写真撮影計画 | ④実施工程表 |
| ⑤施工工法 | ⑥主要機械 |
| ⑦主要資材 | ⑧材料設計および水理性能評価 |
| ⑨材料品質証明の内容 | ⑩前処理計画 |
| ⑪施工管理（建設副産物等） | ⑫品質管理 |
| ⑬環境対策 | ⑭安全・衛生管理 |
| ⑮材料の製造から使用までの保管期間と保管方法 | ⑯材料の運搬方法 |
| ⑰工事記録等の管理 | ⑱その他、監督員の指示事項等 |

2 職務分担および緊急時の連絡体制

- （1）主任技術者、監理技術者は、建設業法に定める有資格者でなければならない。
- （2）受注者は、工事の着手に際して職務分担表を作成し、監督員に提出しなければならない。
- （3）受注者は、選定した工法の技能講習を受け合格した専門技術者等（主任技術者又は監理技術者との兼務可能）を、当該作業中は現場に選任しなければならない。
- なお、専門技術者の技能講習終了証等の写しは施工計画書に添付しなければならない。
- （4）受注者は、本社責任者、現場代理人、主任技術者（監理技術者）の氏名、緊急時の連絡先（昼、夜）を明示した緊急時連絡体制表を作成し監督員に提出しなければならない。

3 実施工程表の作成

受注者は、工程計画の作成に当たって設計図書をはじめ「工事概要」「施工現場の条件」「既設管調査・事前処理」の内容を反映し、市民の生活や交通に支障をきたさないように、1サイクルで施工可能な適切な工事の範囲をあらかじめ明示し、これに必要な作業時間、養生時間等に基づき工程計画を作成し監督員に提出しなければならない。

4 施工工法

管更生工法について工法指定はありませんが、管きょ更生工事で採用する工法が更生管きょに必要な構造機能の仕様を満足することを構造計算書に明示するとともに工法選定理由を施工計画書に記載し、監督員に提出しなければならない。（設計は経済性等を考慮し、φ200区間はスルーリング工法（スタンダードタイプ）、φ250区間はアルファライナーH工法にて積算）

また、管更生材料は自立管として耐えうるもので、かつ既設管の流量を低下させない厚みであること。

5 その他の留意事項

(1) 受注者は、準備工、片付け工および地先排水の水替え等についても、工事着手前に現場の機器設置スペースおよびマンホール、柵の位置を確認し、使用する主要資機材を明記し監督員に提出しなければならない。

(2) 受注者は、工事着手前に監督員と協議のうえ地元住民に工事の内容を説明し、理解と協力を求め、工事を円滑に実施しなければならない。

1-5 施工管理

1 施工管理

(1) 受注者は、工事を安全に実施し、かつ品質を確保するために、スパンごとに次の事項について適宜、監督員と協議を行い十分な管理を行わなければならない。

①工程

②安全・衛生

③施工環境

(2) 受注者は、現場状況等により施工計画に変更が生じた場合は、速やかに監督員と協議すると共に、施工計画書の変更を行わなければならない。

(3) 受注者は、作業開始後は作業時間内に通水まで完了させなければならない。

(4) 受注者は、管理項目および管理値等を適切に管理すると共に、自動記録紙等に温度・圧力・時間などを記録し、監督員に提出しなければならない。

2 工程管理

受注者は、毎月末、所定の様式に定める「工事出来高報告書等」により、工事進捗状況を監督員に提出しなければならない。

3 安全・衛生管理

受注者は、労働災害はもとより、物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、ならびに市街地土木工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。

(1) 下水管きょ更生工法における安全管理

- ① 有資格者の適正配置
 - ② 下水道管内作業に適した保護具の着用
 - ③ 施工前の安全対策（情報収集）
 - ④ 施工時の安全対策
 - ⑤ 周辺環境への対策
 - ⑥ 災害防止についての対策
- (2) 酸素欠乏および硫化水素等有毒ガスの安全処置
- (3) 供用中の施工における安全対策
- (4) 安全に関する研修、訓練

4 施工環境管理

受注者は、施工中の環境に配慮するために次の環境対策を講じなければならない。

- (1) 工事広報 (2) 粉塵対策 (3) 臭気対策
- (4) 騒音・振動対策 (5) 温水・排水熱対策 (6) 宅内逆流噴出等対策
- (7) 防爆対策

1－6 品質管理

1 品質管理

受注者は、更生後の品質を確保するため、主任技術者または監理技術者の責任の下で、スパンごとに「施工前の品質管理」「施工時および施工後の品質管理」について十分管理し、その結果が確認できる資料を作成して監督員に報告しなければならない。

2 施工前の品質管理

受注者は、工事着手前に、使用する更生材料等の品質を確認するため適正な管理下で製造されたことを証明する資料を監督員に提出しなければならない。また、受注者は、必要に応じ物性試験を行い監督員に提出しなければならない。

3 施工管理時の品質管理

受注者は、反転、形成工法で施工した採取試験片を使用して、公的機関等において試験を行わなければならない。その際、以下の点を確認しその結果を監督員に提出しなければならない。但し、日本下水道協会のⅡ類資機材として登録されている工法については、認定工場からの検査証明にて省略できる項目があるものとする。

- ① 設計曲げ強度（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
- ② 曲げ弾性係数（短期）の試験結果が申告値を上回ること。
- ③ 引張強度(短期)の試験結果は申告値を上回ること。
- ④ 引張弾性係数(短期)の試験結果は申告値を上回ること。

- ⑤ 圧縮強度(短期)の試験結果は申告値を上回ること。
- ⑥ 圧縮弾性係数(短期)の試験結果は申告値を上回ること。
- ⑦ 耐薬品性が規格値を満足していること。

4 形成方法別の施工管理手法

受注者は、形成工法別（熱硬化タイプ、光硬化タイプ、熱形成タイプ）に次の項目について適切に管理しなければならない。

(1) 熱硬化タイプ

- ① 材料挿入（反転・引き込み）速度 ② 反転時および拡径時の圧力管理
- ③ 硬化時の圧力管理 ④ 硬化温度管理および硬化時間管理
- ⑤ 冷却養生時間管理

(2) 光硬化タイプ

- ① 材料挿入（反転・引き込み）速度 ② 反転時および拡径時の圧力管理
- ③ 硬化時の電源管理 ④ 硬化時の圧力管理
- ⑤ 硬化温度管理 ⑥ 硬化時間管理
- ⑦ 冷却養生時間管理

(3) 熱形成タイプ

- ① 材料挿入（引き込み）速度 ② 蒸気加熱時の温度管理
- ③ 蒸気加熱時の圧力管理 ④ 拡径、冷却時の温度管理
- ⑤ 拡径、冷却時の圧力管理

1-7 出来高管理

1 寸法管理

(1) 受注者は、更生管きよの出来形を把握するため、更生管きよ内径、延長を計測しなければならない。また、更生管きよと既設管きよの密着性を確認するため、更生管きよの内径について、硬化直後と24 時間以降で図1 に示す同じ測定位置で計測し、その記録を監督員に提出しなければならない。

2 更生管きよ厚み・内径の管理

(1) 受注者は、更生工事完了後の更生管厚または仕上り内径が適正であることを次の測定方法により確認しなければならない。

- ① 更生管きよの測定は、1 スパンの上下流マンホールの管口付近で行うこと。
 - ② 更生管きよの測定箇所は円周上の6箇所とする。ただし、マンホール内に更生管きよを突き出した状態で更生を完了する場合には、突き出し部分の管厚に増減が生じるため、既設管きよと更生管きよの内径差により管厚を求めること。
 - ③ 更生管厚の検査基準については、6 箇所の平均管厚が呼び厚さ以上で、かつ、上限は+20%以内とし、測定値の最小値は設計更生管厚以上とする。
- なお、既設管きよと同等の水理性能を確保しているものを合格とする。

- ④ 更生管きょの内径については、硬化直後と24 時間以降の測定値で差がないことを確認する。
- ⑤ 更生管厚の測定は、更生管の縫い目を避けて行うこと。

自 立 管

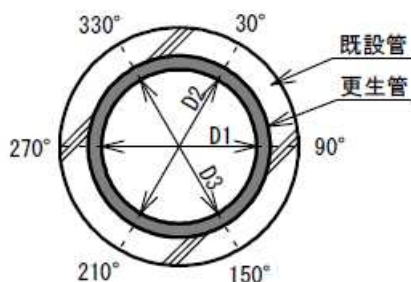


図1 仕上がり内径の測定位置

3 内面仕上がり状況の管理

- (1) 受注者は、更生工完了時において管きょ内を洗浄し取付け管穿孔片を除去した後、全スパンについて目視あるいは自走式テレビカメラにより外観検査を行わなければならない。なお、自走式テレビカメラの場合、取付け管口においては必ず側視を行い状況を入念に確認しなければならない。
- (2) 受注者は、更生管きょと既設マンホールとの本管管口仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材のはく離およびひび割れ等の異常のないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- (3) 受注者は、更生工完了時において、管きょの設計強度、耐久性および水理性能等を損なうようなシワ、たるみ、はく離、漏水および異常変色等の欠陥や異状箇所がないことを確認し、その結果を監督員に提出しなければならない。

4 工事記録写真等の撮影および提出

受注者は、工事記録写真等検査結果およびデータなどの記録を報告書に添付して監督員に提出しなければならない。

1－8 提出図書

1 提出図書

受注者は、工事完了時に以下に示す図書を監督員に提出しなければならない。

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 竣工図 | ② 本管用調査記録表 |
| ③ 事前調査集計表 | ④ 成果表 |
| ⑤ 材料表（納品伝票） | ⑥ 施工管理 |
| ⑦ 温度管理・圧力管理記録表 | ⑧ 溶媒から発生するガス濃度測定記録表 |
| ⑨ 品質性能試験報告書 | ⑩ 酸素欠乏等の濃度測定記録表 |
| | ⑪ 工事写真 |

(別紙)

令和7年5月1日 以降 産業廃棄物処分量者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
中間処理施設									
(株) I・T・O	天理市田町418番1、419番3、420番1の各一部 奈良市南庄町129番地、136番、143番地の各一部、182 番地、191番地1、143 番地	○	○	○	○	○	○	○	
(有) アサヒ開発	御所市大字元町315番地	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 井戸本	御所市大字室221番の一部、225番7、225番8、225番9、 226番の一部、227番、228番の一部		○				○	○	
(株) 今西組	吉野郡十津川村大字小川200番30外3筆			○	○				
(株) 今西商店	橿原市飯高町157番1	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 上田建設	御所市大字柏原1485番4の一部	○						○	
内村興産 (株)	生駒市北田原町1207番8	○						○	
(有) 馬本賢商店	平群町大字若井589番1外6筆	○	○			○	○	○	
栄和建設 (株)	葛城市中戸39番、35番3			○					
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264番地1の一部			○					
(株) ガイアート	大和郡山市今国府町6番9、20番、椎木町384番4	○						○	
(株) 梶本建材	川西町大字下永960番1、961番1	○						○	
(株) 川勝興産	御所市大字古瀬1287番3の一部		○	○	○	○			○
川上村森林組合	川上村大字西河字坂呑18番2外2筆			○					
関西化学工業 (株)	上牧町中筋出作158番6		○						
関西メタルワーク (株)	生駒市小平尾町1490-1、1491-1						○	○	
(株) クボクリンサービス	香芝市尼寺一丁目8番、9番		○	○	○	○	○	○	
(有) グローバル開発	葛城市中戸321-2、322-1		○	○	○	○			
(株) 小倉開発	香芝市尼寺333-1、333-3		○	○	○	○			
(株) 坂本興業	御所市大字室字西口15番2	○	○	○	○	○	○	○	
(株) サクラモト	御所市大字三室610番1	○	○	○	○	○	○	○	
三建工業 (株)	橿原市曲川町7丁目627番、628番の一部	○							
三洋商事 (株)	奈良市蘭生町432番1	○	○	○		○	○	○	
(株) 四季園	生駒市小倉寺町277番2の一部	○	○	○	○	○	○	○	
(株) JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169番地2、169番地3		○	○	○	○	○	○	
(株) 章南	御所市大字元町137番地の21		○	○	○		○	○	
(株) セイケ商事	香芝市大字尼寺580番4		○	○	○	○			
(株) 正光	御所市大字樋野461番地の一部、戸毛1116番地外1筆、 1082番1	○	○	○	○			○	○
積水化成成品工業 (株)	天理市森本町670番地1外32筆		○						
(有) 宗大	葛城市南花内252番地1の一部	○						○	
(株) ダイケン	奈良市北之庄西町二丁目11番地1、11番地6、11番地 10	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 大志	橿原市新堂町281番の8外3筆	○	○	○	○	○	○	○	
大泉運輸 (株)	五條市二見5丁目1145番、1146番、1147番1、1148番1、 1166番1、1167番、1168番2、1474番各々の一部			○					
太洋エンジニアリング (株)	十津川村大字七色157番の一部			○					
(株) 大和化銀	宇陀市室生向湊2249番137		○	○	○	○	○		
(有) 大和環境サービス	河合町大字穴闇130番6		○	○	○	○			
(有) 大和産業環境社	上牧町大字中筋出作240番3		○	○	○	○	○	○	
(有) 拓栄興産	葛城市梅室138番12、138番13 汚泥は発生現場で固化 処理すること(車両搭載型攪拌固機)		○	○	○	○			○
(株) 中和宮繕	桜井市大字浅古1079、1080、1086-1、1087-1、1088-1、 1097-1、今井谷507外1、720	○	○	○	○	○	○	○	○
(株) 鶴田商店	田原本町味間317-1、317-7、317-8	○	○	○	○	○	○	○	
(株) ディ・シー	葛城市新村123番1、127番1	○	○	○	○	○	○	○	
徳本砕石工業 (株)	大淀町芦原531番地の1	○							
(株) トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1		○※1			○※1			

令和7年5月1日 以降 産業廃棄物処分業者一覧

会 社 名 等	処 分 場 施 設 所 在 地	がれき類 (工作物 除去に 伴って生 じた不要 物)	廃プラ	木くず	繊維くず	ゴムくず	金属くず	ガラスく ず・コンク リートくず 及び陶磁 器くず	汚泥
(株) 中家建設	下市町大字原谷245外12筆			○					
(株) 中作	宇陀市菟田野宇賀志667番1、678番、679番		○	○	○	○			
(株) 中吉野開発	下市町大字栃原2353番1の一部、2353番4、2353番5	○		○				○	
奈良県アスコン協同組合	大和郡山市額田部北町1137番地1外5筆	○							
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂184番の一部	○	○	○	○	○	○	○	
奈良総合リサイクルセンター (株)	御所市大字多田572番1外5筆	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良マテリアル (株)	御所市大字城山台90番地の20、166番地4、166番地5	○	○				○	○	○
(株) 奈良リサイクル	御所市大字池之内528番地の1の一部、528番地の2		○※1			○※1			
(株) NANBU	大和郡山市長安寺町276-2 産業廃棄物の発現場での処理に限る(車両搭載型熔融施設)	○	○	○	○	○	○	○	
	奈良市蘭生町416番1、416番2、418番1、418番4	○	○	○	○	○	○	○	
南部環境開発 (株)	田原本町大字千代580番地の4外2筆	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 西岡組	宇陀市大字陀野依254番2、256番2、256番1の一部	○						○	
日章金属興業 (有)	葛城市兵家171-1、171-7、152-7、152-12、166-3、1566		○				○	○	
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1249番地、1251番地の各一部	○	○			○	○	○	
野村興産 (株)	宇陀市菟田野大澤76番2		○※2				○※2	○※2	
(株) ヒカリワールド	五條市住川町1309番地		○			○			
(株) 正田建設	葛城市大字加守1500番外2筆、香芝市穴虫2624番1、2624番2の一部	○		○			○	○	○
一林産 (株)	奈良市蘭生町445番、446番1			○※3					
(有) 日出産業	奈良市北之庄西町二丁目6番地の6	○	○	○			○	○	
福源商事 (株)	五條市出屋敷町186番56の一部、近内町1104番51の一部		○	○	○	○	○	○	
北和商事 (株)	大和郡山市小泉町2506番1	○	○	○	○	○	○	○	
(有) 丸進商会	奈良市北之庄西町一丁目5番2、5番3	○	○	○	○	○	○	○	
(株) 丸山土木	御所市大字小林756番外7筆			○					
(株) 丸山土木	御所市大字小林580-1の一部、581-1の一部、櫛羅2536-1の一部	○	○					○	○
(株) みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部、29-5の一部、31-1の一部		○	○	○	○			
村本道路 (株)	橿原市曲川町708番1外3筆	○							
(株) 山田土木	御杖村大字土屋原3226番、3227番	○	○	○	○		○	○	
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野宇賀志4番3		○	○					
(株) ヤマト興産	五條市二見5丁目1183番地1の一部、1184番地1、1184番地4、1184番地5の一部	○							
(株) ヤマト産業サービスセンター	香芝市尼寺605番外2筆		○	○	○	○			
(株) 山本工業	天理市庵治町92番外8筆、嘉幡町304番1外2筆	○						○	○
(有) ヨシモトゴム商会	御所市東松本243番、244番、246番、247番		○			○			
(株) 米澤開発	奈良市柴屋町66番1、67番5の一部及び67番6の一部		○		○		○		
最終処分場									
(有) 馬本賢商店	生駒郡平群町大字福貴711番1外6筆 (安定型)	○※4							
(株) 正光	御所市戸毛1082番1外3筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
奈良県合同砕石 (株)	吉野町津風呂183番1及び184番 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 南都興産	御所市大字重阪329番地他12筆 (管理型)	○※4	○※4	○	○	○	○	○※4	○
日本資環 (株)	五條市西吉野町奥谷1255番地ほか13筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	
(株) 丸山土木	御所市大字小林561番外17筆 (安定型)	○※4	○※4			○	○	○※4	

・ 一覧の中間処理施設及び最終処分場は、奈良県又は奈良市の許可を受け、令和7年5月1日現在、各ホームページ及び産業廃棄物処理業許可行政情報検索システムにて公開している産業廃棄物処理業許可業者である。

許可の有無や処分地・受入品目等について変動している場合があるため、処分場選定時には確認を行うこと。

※1廃タイヤに限る ※2廃蛍光管又は廃水銀灯に限る ※3建設系伐採木に限る ※4廃石綿を含む

(別紙)

令和7年5月1日 以降 建設発生土受入業者一覧

会 社 名 等	受 入 施 設 所 在 地
(株) I.T.O	奈良市南庄町189-1、189-2
吉井建設 (株)	奈良市上深川町655-1他6
森高建設 (株)	奈良市南庄町50～54の各一部及び64-2
(株) さざんかコーポレーション	天理市藤井町962外13筆、田町869-1外4筆 奈良市上深川町657-1の一部外2筆
(株) 大幸土木建設	生駒市高山町2050-2
御所興産 (株)	御所市大字西寺田480
(株) 正光	御所市戸毛1082-1外3
(株) 西隆組	御所市重阪838～841
(有) グリーンパーク	御所市条331
MARS株式会社マルス	奈良県御所市大字重阪 687番1
(株) 東海	御所市内谷117-37
(株) 大起環境	王寺町藤井765番外32筆
佐々竹建設 (株)	桜井市赤尾285、浅古477番1
(株) 中和宮繕	桜井市大字高田890番の一部他2筆
(有) 龍田	宇陀市室生深野206-10
松塚建設 (株)	宇陀市菟田野平井323他49筆
(株) 岡野土木建材	宇陀市榛原内牧1264の一部、内牧85-1
(株) 西岡組	宇陀市大字陀麻生田784-1外8筆
(株) ハクリュウ	宇陀市室生上笠間3664
(株) ササオカ	宇陀市大字陀野依687-1
西峯土木	宇陀市大字陀小附193-1他
東和開発 (株)	御杖村大字桃俣156-1-2
大和環境リサイクル (株)	宇陀市菟田野稲戸442番地 他
(株) 大國	宇陀市大字陀守道(元上953～955、元下1091-1、1092)の一部 元下1089、1090、1091-2、1093、1094の全筆
(株) 中家建設	下市町原谷261-2
(財) 北山郷文化保存会	上北山村小椋615-3
(株) ヤマト興産	五條市二見5-1183-1他
(株) 五協	五條市大塔町大字篠原76、78

・ 一覧の発生土受入施設は、奈良県が建設発生土の受入施設として登録し、令和7年5月1日現在、大和郡山市で把握している受入施設である。

自立管 強度計算書 依頼シート

1. 依賴內容

項 目	内 容
依頼日	2025年3月19日
会社名	大和郡山市
所属部署	下水道推進課
担当者氏名	池田 明信
TEL / FAX	TEL: 0743-58-5600 FAX: 0743-52-0096
E-mail	gesui@city.yamatokoriyama.lg.jp
検討内容	☒ 管厚計算 流量計算
	耐震計算 Lv1 Lv2
宛先	大和郡山市長 上田 清
工事件名 (仮称でも記入要)	公共下水道管路更生工事泉原町(第1工区)その1、その2
施工場所	奈良県大和郡山市 泉原町 地内
施工時間帯	☒ 昼間 夜間
提出希望日	2025年4月11日
その他、特記事項 があれば記入をお願いします。	・今年度施工箇所は別紙のとおり (全区間 HP管 No.11～12のみφ250、その他の区間はφ200) ・活荷重は全スパンT-14です。 ・見積りはm当りの更生材とし、補助材が必要な場合は計上してください。 ・材料受渡しは現場渡しとします。(令和7年度の材料単価を適用してください) ・直工費の積算は不要です。(下水道用設計標準歩掛表を使用します) ・見積有効期間は令和8年3月末日でお願いします。 ・見積りと管厚計算書をメールで頂き、見積り原本(捺印)は池田まで1部郵送願います。

〒639-1005 奈良県大和郡山市植槻町6-10 下水道推進課 池田 明信

注-1: その他の資料として、「平面図」「縦断図」がありましたら、ご提示をお願い致します。

注-2: 施工上の課題等がありましたら、別途資料に記入の上のご提示をお願い致します。

注-3: 計算書に指定したい日付が必要な場合は記載願います。

2.管厚計算（常時の構造計算）

項 目	内 容				
土による 鉛直土圧計算式	☐	管周辺の地盤が乱される場合 (ヤンセン公式と直土圧公式の併用)			
		管周辺の地盤が乱されない場合 (ヤンセン公式)			
	テルツァギーの緩み土圧				
単位体積重量 γ	18	KN/m ³ (標準 18 KN/m ³)			
内部摩擦角 ϕ	30	° (標準 30 °)			
粘着力 C	0	KN/m ² (標準 0 KN/m ²)			
仮想掘削幅 (ヤンセン公式 の場合)	既設管内径(更生管外径)				
	☐	指定有り(口径ごとの仮想掘削幅を記入して下さい)			
		口径 ϕ	250	mmの場合	1050 mm
		口径 ϕ	200	mmの場合	1000 mm
		口径 ϕ		mmの場合	mm
		口径 ϕ		mmの場合	mm
		口径 ϕ		mmの場合	mm
		口径 ϕ		mmの場合	mm

3.耐震計算

[illegible]